

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画（素案）に関する意見募集結果

「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)」に関する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)まで

2 募集結果

募集期間中、1名の方から計12件のご意見をいただきました。

3 意見概要と市の考え方

提出いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出していただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。また、個別の具体的な提案、要望につきましては、各施策を実行する中で参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
第1章 高齢者福祉を取り巻く概況		
2. 第8期計画の主な取組内容と課題(P12～22)		
1	「高齢者の質問票」の配付対象者及びその結果を知りたい。	「高齢者の質問票」は、75歳に到達された方へ郵送しています。令和4年度は4,598通の送付に対し、2,623件の回答(回答率57.0%)がありました。 他にも、地域での出前講座や個別相談を受けられた方や、長期間医療や介護サービスを利用していない健康状態が不明な75歳以上の高齢者などに配付しています。また、後期高齢者健診の間診票としても活用しています。 回答の全体的な傾向としましては、身体状況では「歩行速度の低下」を感じている方が5割以上、「固いものの食べにくさ」や「今日の日付が分からない時がある」と感じている方が約2割となっており、兵庫県全体と同様の傾向となっています。
2	「若年性認知症家族会」という表記に「ひまわり」の名称を追記してほしい。	本計画を通じて市民に若年性認知症家族会を知っていただく観点から、本市の若年性認知症家族会の名称である「ひまわり」を追記します。

No.	意見の概要	市の考え方
第3章 取り組む施策		
1. 地域ネットワークの充実(P26～33)		
1	男性介護者問題について、社会福祉協議会が開催している男性介護者の会「だるまの会」の参加者が増えてきていることから、今後さらなる対策が必要である。	<p>地域における高齢者等の在宅生活を支えるにあたっては、介護を行う家族に対する支援も重要であると認識しています。</p> <p>地域総合支援センターにおいて相談支援を行う際には、介護に関する情報や知識の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進など、家族介護者のニーズを踏まえた適切な支援が行えるよう、他事業他施策とも連携しながら取組を進めてまいります。</p>
2. 適切な介護保険サービスの確保(P34～40)		
1	訪問介護で朝・夜の訪問対応ができない事業所がある。定期巡回は限度基準額の関係で利用できないため融通の利く事業所がほしい。	令和5年10月から、夜間に定期的な訪問介護や緊急時など利用者の求めに応じ訪問介護を受けられる「夜間対応型訪問介護」の事業所が開設しています。
2	特別養護老人ホームの入所基準について、統一した入所基準マニュアルを明示することにより透明性・公平性を確保し、施設により基準が異なることのないようにすべきではないか。	兵庫県内の特別養護老人ホームについては、兵庫県が定める「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」に沿って、各施設が設置する入所検討委員会で介護の必要な程度等総合的に評価し、優先度の高い方が速やかに入所できるよう、入所調整をしています。
3	特別養護老人ホーム待機者への入所申込継続意思確認調査を行うなどにより、実質待機者を把握することが大事ではないか。現況を把握してもらっていることで市民は安心する。	特別養護老人ホーム待機者については、年1回兵庫県から待機者の照会があります。市から特別養護老人ホームに対して利用申し込み状況を確認し、取りまとめた上で兵庫県に回答する過程で、申込者ごとの状況等を把握しています。
3. 認知症の人や家族等への支援の充実(P41～46)		
1	早期診断により早期絶望とならないよう、診断直後からの医師と行政や社会福祉協議会、認知症家族会等との連携を求める。	本市独自の制度である「オレンジピアサポーター」として活躍いただいている認知症当事者からは「認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくためには、早期診断・早期治療が本当に重要である」とご意見をいただいています。いわゆる「早期診断・早期絶望」となることがないように、引き続き、関係機関と連携して相談体制の充実や早期の気づき・早期支援の体制整備等を推進してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
2	<p>若年性認知症の早期治療にはこれまで通りの生活をいかに続けていくかが重要である。しかしながら、若年性認知症の人の就労支援の場である「就労継続支援A型」の65歳以降の継続について、65歳に達するまでに5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていなければならない要件に納得できない。</p>	<p>就労継続支援A型の65歳以降の利用につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の事務処理要領の要件に従っており、要件に該当しない場合はサービスをご利用できないのが現状です。</p> <p>65歳以降の就労の場としては、就労継続支援B型があり、明石市内の就労継続支援B型事業所においても、若年性認知症の方がご利用されています。今後も受け入れの拡充に努めてまいりたいと考えています。</p>
3	<p>若年性認知症の方の就労継続のための通勤支援が必要である。</p>	<p>若年性認知症は、社会や家庭で頼りにされる世代(65歳未満)で発症するため、就労支援など、高齢者の認知症とは異なる支援も必要な場合があります。若年性認知症の人等への支援が適切に行われるよう、様々な視点で取組を検討してまいります。</p>
4	<p>認知症初期集中支援事業について、対象者を支援困難事例だけでなく、家族の求めに応じて実施できないか。</p>	<p>認知症初期集中支援事業については、対応困難事例を多く支援している状況ですが、他の認知症施策(認知症サポート給付金や認知症チェックシート等)を実施する中で、家族等の声をもとに本事業の支援対象とする取組を試行的に開始したところです。早期支援による重度化防止など、さらなる認知症支援の強化を図ってまいります。</p>
5	<p>より多くの市民がオレンジサポーター等の養成講座を受け、認知症の人に対するちょっとした手助け等でも活躍ができるようにできないか。</p>	<p>認知症の人等の支援を推進するためには、一人でも多くの市民に認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めていただくとともに、地域でお困りの方への支援など、地域での取組も重要であると考えております。引き続き、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現に向けて、積極的にオレンジサポーターの養成をはじめとする「あかしオレンジサポーター制度」を推進してまいります。</p>
6	<p>チームオレンジの活動としては、高齢者徒歩圏内に週1回以上通える居場所を開設し、サポーターが駐在や訪問支援等ができればよいと考える。</p>	<p>認知症の人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、各地域の実情に応じたチームオレンジの構築を検討してまいります。</p>